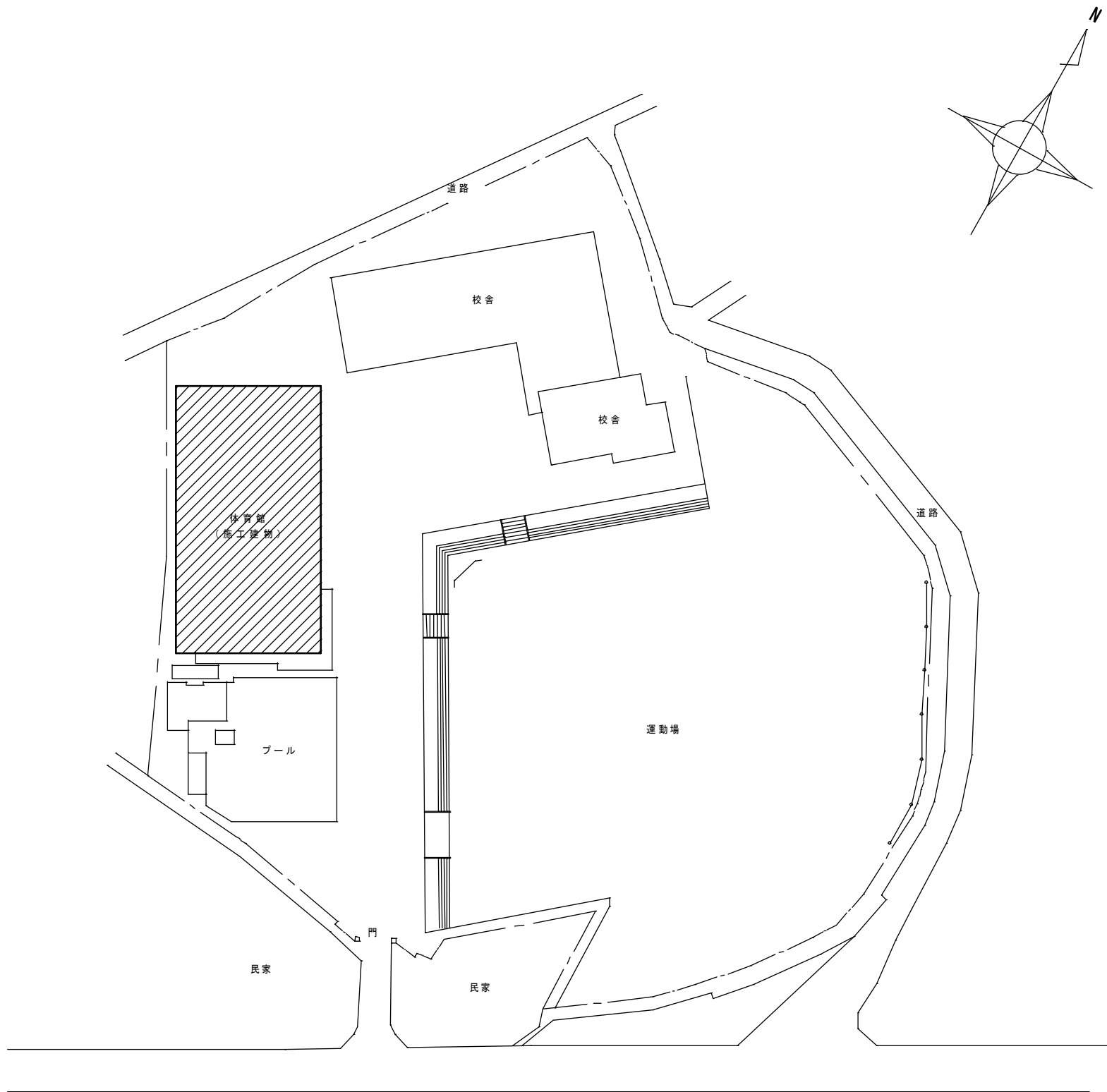


福岡県改修工事特記仕様書		① 一般共通事項	② 完成図等	③ 監督員事務所	④ 監督員事務所																										
I 工 事 概 要		② 建設リサイクル法	① 一般共通事項	② 仮設工事	④ 監督員事務所																										
1. 工事名称 仲津中学校体育館屋根改修工事																															
2. 工事場所 福岡県行橋市大字稲富3104																															
3. 工事概要は別紙（仕上表）による。																															
4. 別途工事																															
5. その他																															
II 建築工事仕様		③ 工事に伴う建設副産物の処理について	共通事項	工事	⑤ 危険防止																										
1. 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」及び「建築改修工事監理指針（平成28年版）」による。 ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」及び「建築工事監理指針（平成28年版）」による。																															
2. 特記仕様 1）項目は番号に○印のついたものを適用する。 2）特記事項は ○印のついたものを適用する。 ○ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○ 印と ※印のついた場合は、共に適用する。																															
3）特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 4）特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 5）形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。																															
章 項 目																															
① 一般共通事項	①. 適用基準等	図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。 （1）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。）による。 （2）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 （3）「公共木造建築工事標準仕様書 平成28年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 （4）「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	③ 施工中の環境保全等	③ 防水改修	工事																										
	②. 補足基準等	1. 適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。 （1）「建築構造設計基準 平成25年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 （2）「建築工事標準詳細図 平成 28 年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 （3）「鉄筋コンクリート構造配筋要領 平成11年版」 建設大臣官房営繕部監修 （4）「擁壁設計標準図 平成12年版」 建設省大臣官房官庁営繕部監修 （5）「建築工事監理指針 平成 28 年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 （6）「建築改修工事監理指針 平成 28 年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 （7）「建築工安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 （8）「解体工安全施工指針」 建設業労働災害防止協会 （9）「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局 （10）「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会） （11）「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（新版）」 建設業労働災害防止協会 （12）「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（平成 8 年版）」建設大臣官庁営繕部監修 （13）「建築工事標準仕様書・同解説」 日本建築学会 （14）「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編纂 （15）「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編纂 （16）「継ぎ工事の手引き」 福岡県建築都市部編纂 （15）「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編纂 （17）「黒板、畳、換気工事の手引き」 福岡県建築都市部編纂																													
③ 適用範囲等	③. 適用範囲等	すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（1）～（4）の順番とする。 （1）質問回答書 （2）から（5）に対するもの） （2）現場説明書 （3）特記仕様書 （4）図面	④ 施工中の環境保全等	③ 防水改修	工事																										
	④. 現場に常備する図面等	上記の「1. 適用仕様書」及び「2. 補足基準」のうち、当該工事に係る図等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。																													
⑤ 工事実績等の登録	5. 工事実績等の登録	請負者は、工事請負額が5 0 0 万円以上の工事について、受注時は契約後1 0 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から1 0 日以内に、完成時は完成後1 0 日以内に、工事実績情報サービス（C O R I N S ）に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、（-財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、（-財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。	④ 施工数量調査	③ 防水改修	工事																										
	6. 施工体制台帳	※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に掲示置くとともに、その写しを監督員に提出すること。																													
⑦ 文化財その他埋蔵物	7. 文化財その他埋蔵物	工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。（1. 1. 12）	⑤ 施工の検査等	③ 防水改修	工事																										
	⑨. 実施工程表	概成工期（平成 年 月 日）（1. 2. 1）																													
⑩ 工事の記録	⑩. 工事の記録	工事日報は、工事記録を兼ねることができる。（1. 2. 4） 下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原画は撮影業者が保管する。）	⑥ 見本施工の実施箇所等	③ 防水改修	工事																										
		<table><tr><th>区分</th><th>分類</th><th>規格</th><th>部数</th><th>原画の大きさ</th><th>備 考</th></tr><tr><td>※着工前</td><td>※カラー・モノクロ</td><td>※サービス版・（ ）</td><td>※1部・（ ）</td><td>24×36以上又はデジ39画像</td><td>監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）</td></tr><tr><td>※施工中</td><td>※カラー・モノクロ</td><td>※サービス版・（ ）</td><td>※1部・（ ）</td><td>24×36以上又はデジ39画像</td><td>監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）</td></tr><tr><td>※完成時</td><td>※カラー・モノクロ</td><td>※サービス版・（ ）</td><td>※1部・（ ）</td><td>100×125以上※2部※24×36以上</td><td>外観・内部、監督員の指示による。監督員の承諾する専門業者</td></tr><tr><td>注 記</td><td colspan="5">撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者(着工前、施工中)、監督員の承諾する専門業者(完成)とする。 電子データはRGB（フルカラー）、JPE形式最高画素としCD-Rで提出する。 デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上</td></tr></table> 各工程ごとに作業時の状況がわかるように黒板(工事名、撮影箇所、年月日等記入)、スケール等をあて撮影する。 建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」改訂第2版による。				区分	分類	規格	部数	原画の大きさ	備 考	※着工前	※カラー・モノクロ	※サービス版・（ ）	※1部・（ ）	24×36以上又はデジ39画像	監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）	※施工中	※カラー・モノクロ	※サービス版・（ ）	※1部・（ ）	24×36以上又はデジ39画像	監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）	※完成時	※カラー・モノクロ	※サービス版・（ ）	※1部・（ ）	100×125以上※2部※24×36以上	外観・内部、監督員の指示による。監督員の承諾する専門業者	注 記	撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者(着工前、施工中)、監督員の承諾する専門業者(完成)とする。 電子データはRGB（フルカラー）、JPE形式最高画素としCD-Rで提出する。 デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上
区分	分類	規格	部数	原画の大きさ	備 考																										
※着工前	※カラー・モノクロ	※サービス版・（ ）	※1部・（ ）	24×36以上又はデジ39画像	監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）																										
※施工中	※カラー・モノクロ	※サービス版・（ ）	※1部・（ ）	24×36以上又はデジ39画像	監督員の承諾する撮影者（原画提出不要）																										
※完成時	※カラー・モノクロ	※サービス版・（ ）	※1部・（ ）	100×125以上※2部※24×36以上	外観・内部、監督員の指示による。監督員の承諾する専門業者																										
注 記	撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者(着工前、施工中)、監督員の承諾する専門業者(完成)とする。 電子データはRGB（フルカラー）、JPE形式最高画素としCD-Rで提出する。 デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上																														
11. 電気保安技術者	※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。） ・適用しない（1. 3. 3）																														
12. 施工条件	（ ）（1. 3. 5）																														

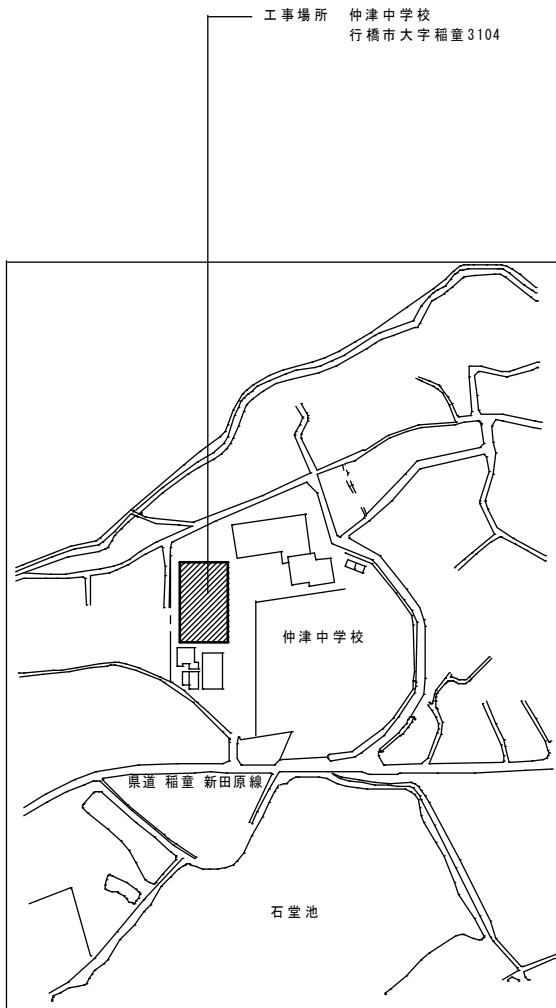
24. 保全に関する資料	「標仕」1. 7. 3 (a) の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。 国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」 建設大臣官房官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」 （（財）建築保全センター発行） 提出部数 ※2部 ・（ ）部 保全に関する説明書：※建物概要及び内部仕上り表 ※施工者一覧表 ※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項 ※図示による ・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による																								
25. 設計G L																									
26. 過積載の防止	ダンプトラック等による工事用資材等との過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入りさせないこと。																								
27. 解体等工事の範囲	解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。 ・建築物 ・地上部・地下部・杭 ・（危険物倉庫） ・（ ） ・付属構造物 ・浄化槽・貯油槽・杭 ・（キューピクル基礎） ・電気設備 ・建物内配管配線 ・電気設備機器 ・（ ） ・給排水設備 ・建物への引込線 ・敷地への引込線（廃止） ・（ ） ・空調設備 ・建物内配管配線 ・衛生設備機器 ・（ ） ・建物への引込管 ・敷地への引込管（玉下ろし） ・（ ） ・ガス設備 ・建物内配管 ・ガス設備機器 ・（ ） ・建物への引込管 ・敷地への引込管（廃止） ・（ ） ・屋外付帯 ・門、門扉・塀・フェンス・舗装（ ） ・植栽（ ） ・（ ） ・有害廃棄物の処理・廃PCB ・特定フロンガス ・廃石綿等 ・（ ） ・什器、備品類等の撤去 ・各種残留物等の撤去は下表による。 ※を標準とする。 <table><tr><th>区分</th><th>建物管理者</th><th>工事請負者</th></tr><tr><td>アスベスト含有建材</td><td>※</td><td>※</td></tr><tr><td>オイルタンク内のオイル</td><td>※</td><td>※</td></tr><tr><td>ビット（浄化槽、便槽）汚泥</td><td>※</td><td>※</td></tr><tr><td>使用されていた酸、アルカリ、薬品等</td><td>※</td><td>※</td></tr><tr><td>廃薬系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物</td><td>※</td><td>※</td></tr><tr><td>フロン、ハロン使用機器</td><td></td><td>※</td></tr><tr><td>PCB使用機器</td><td></td><td>※</td></tr></table>	区分	建物管理者	工事請負者	アスベスト含有建材	※	※	オイルタンク内のオイル	※	※	ビット（浄化槽、便槽）汚泥	※	※	使用されていた酸、アルカリ、薬品等	※	※	廃薬系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物	※	※	フロン、ハロン使用機器		※	PCB使用機器		※
区分	建物管理者	工事請負者																							
アスベスト含有建材	※	※																							
オイルタンク内のオイル	※	※																							
ビット（浄化槽、便槽）汚泥	※	※																							
使用されていた酸、アルカリ、薬品等	※	※																							
廃薬系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物	※	※																							
フロン、ハロン使用機器		※																							
PCB使用機器		※																							
28. 敷地に關する調査	・敷地内障害物の調査 ・敷地内配管、配線の調査 ・地下水位の調査																								
③ 原形復旧	工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。																								
30. 設備工事との取合い	※施工区分表による ・施工範囲は下記による ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・（ ）																								
31. 風速及び地表面粗度区分	風速 （・34mm/秒 ・ ） （各章共通） 地表面粗度区分 （Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ）																								
32. 接着剤	ホルムアルデヒド放散等級（※F☆☆☆☆ ・F☆☆☆ ・F☆☆ ）（各章共通）																								
33. 総合図での調整	各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。 総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。																								
34. 参考図（バカ仕様の図面）の取り扱い	参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。																								
35. 竣工後の調査	竣工後（※2 ・1）年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。																								

② 仮設工事	② 足場その他	<table><tr><th colspan="4">手 す り 先 行 足 場 に つ い て</th></tr><tr><td colspan="4">足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体・変更の作業時及び使用時には、常時、手すり・中横及び両面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。</td></tr><tr><td>内部足場</td><td>※脚立、足場板等 ・（ ）</td><td colspan="2">（2. 2. 1）</td></tr><tr><td>外部足場</td><td>※枠組足場 ※緊結式足場 ・単管足場 ・（ ） 防護シートによる養生※行う ・行わない</td><td colspan="2">（ ）</td></tr><tr><td colspan="4">材料、撤去材等の運搬 A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 （表2. 2. 1）</td></tr><tr><td colspan="4">既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・合板 ・（ ） （2. 3. 1）</td></tr><tr><td colspan="4">固定家具の養生 ・行わない ・行う（図示）</td></tr><tr><td colspan="4">既存家具の養生 ※ビニールシート等 ・（ ）</td></tr><tr><td colspan="4">仮設間仕切等の種別（2. 3. 2）（表2. 3. 1）</td></tr><tr><td>種別</td><td>下地</td><td>仕上材（厚さ mm）</td><td>充てん材</td></tr><tr><td>・A種 ・軽量鉄骨</td><td>・合板（・9. 0 ・12. 0）</td><td>厚さ mm</td><td>※ 無し</td></tr><tr><td>・B種 ・木下地</td><td>・石こうボード（※9. 5・ ）</td><td></td><td>※ 片面</td></tr><tr><td>・C種 単管下地</td><td>防護シート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>仮設扉</td><td>※木製扉</td><td>※合板張り程度</td><td>※ 無し</td></tr><tr><td></td><td>・鋼製扉</td><td>・（ ）程度</td><td>※ 片面</td></tr></table>	手 す り 先 行 足 場 に つ い て				足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体・変更の作業時及び使用時には、常時、手すり・中横及び両面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。				内部足場	※脚立、足場板等 ・（ ）	（2. 2. 1）		外部足場	※枠組足場 ※緊結式足場 ・単管足場 ・（ ） 防護シートによる養生※行う ・行わない	（ ）		材料、撤去材等の運搬 A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 （表2. 2. 1）				既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・合板 ・（ ） （2. 3. 1）				固定家具の養生 ・行わない ・行う（図示）				既存家具の養生 ※ビニールシート等 ・（ ）				仮設間仕切等の種別（2. 3. 2）（表2. 3. 1）				種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	・A種 ・軽量鉄骨	・合板（・9. 0 ・12. 0）	厚さ mm	※ 無し	・B種 ・木下地	・石こうボード（※9. 5・ ）		※ 片面	・C種 単管下地	防護シート			仮設扉	※木製扉	※合板張り程度	※ 無し		・鋼製扉	・（ ）程度	※ 片面
手 す り 先 行 足 場 に つ い て																																																														
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体・変更の作業時及び使用時には、常時、手すり・中横及び両面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。																																																														
内部足場	※脚立、足場板等 ・（ ）	（2. 2. 1）																																																												
外部足場	※枠組足場 ※緊結式足場 ・単管足場 ・（ ） 防護シートによる養生※行う ・行わない	（ ）																																																												
材料、撤去材等の運搬 A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 （表2. 2. 1）																																																														
既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・合板 ・（ ） （2. 3. 1）																																																														
固定家具の養生 ・行わない ・行う（図示）																																																														
既存家具の養生 ※ビニールシート等 ・（ ）																																																														
仮設間仕切等の種別（2. 3. 2）（表2. 3. 1）																																																														
種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充てん材																																																											
・A種 ・軽量鉄骨	・合板（・9. 0 ・12. 0）	厚さ mm	※ 無し																																																											
・B種 ・木下地	・石こうボード（※9. 5・ ）		※ 片面																																																											
・C種 単管下地	防護シート																																																													
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度	※ 無し																																																											
	・鋼製扉	・（ ）程度	※ 片面																																																											
備考	承認覧																																																													

工事名称	仲津中学校体育館屋根改修工事	図面名称	改修工事特記仕様書（1）
（有）山中総合設計研究所1級建築士事務所	京都市都田町大字二崎70番地	尺度	図面番号
		日付	A-01



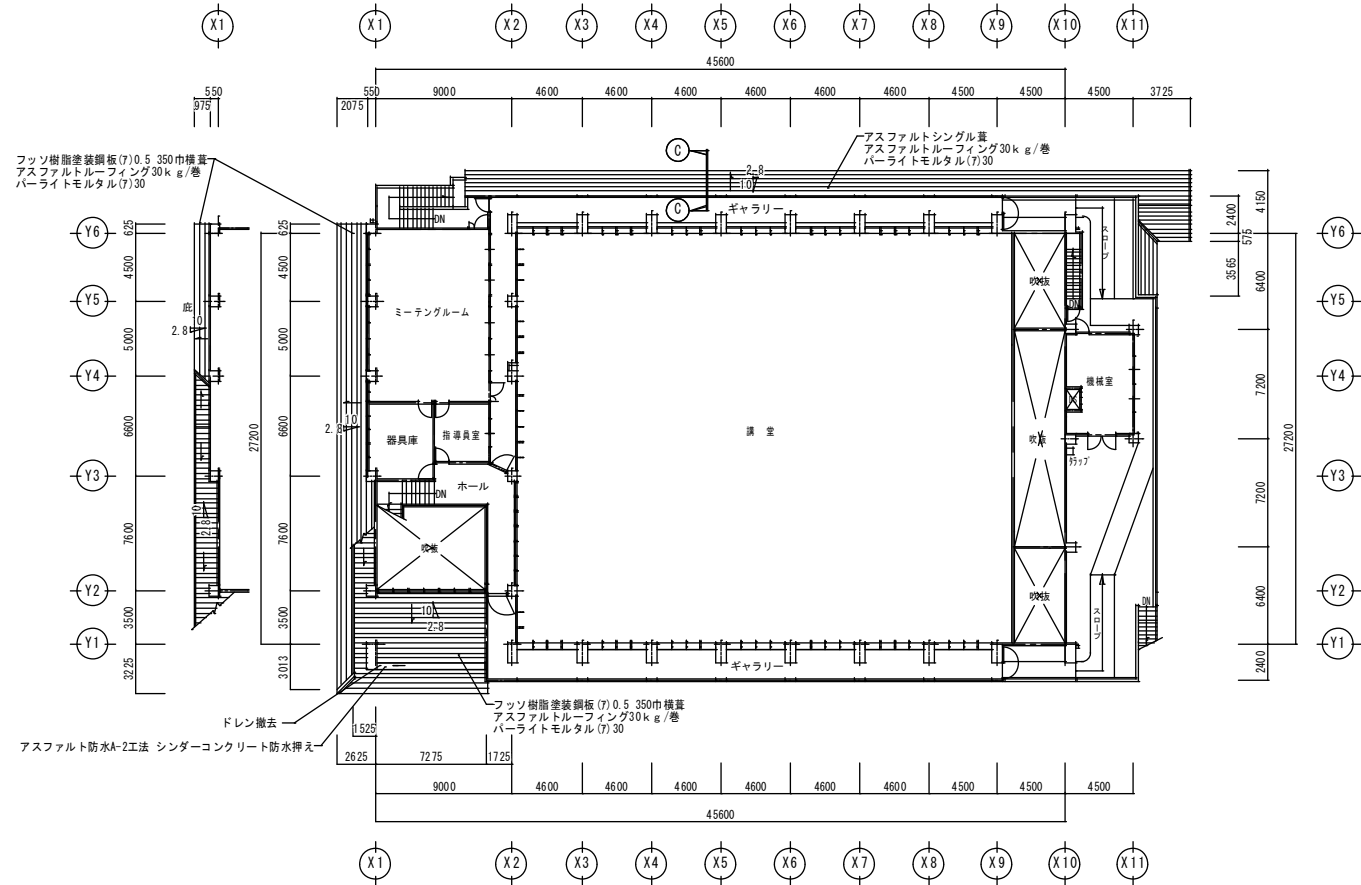
配置図 S=1/500



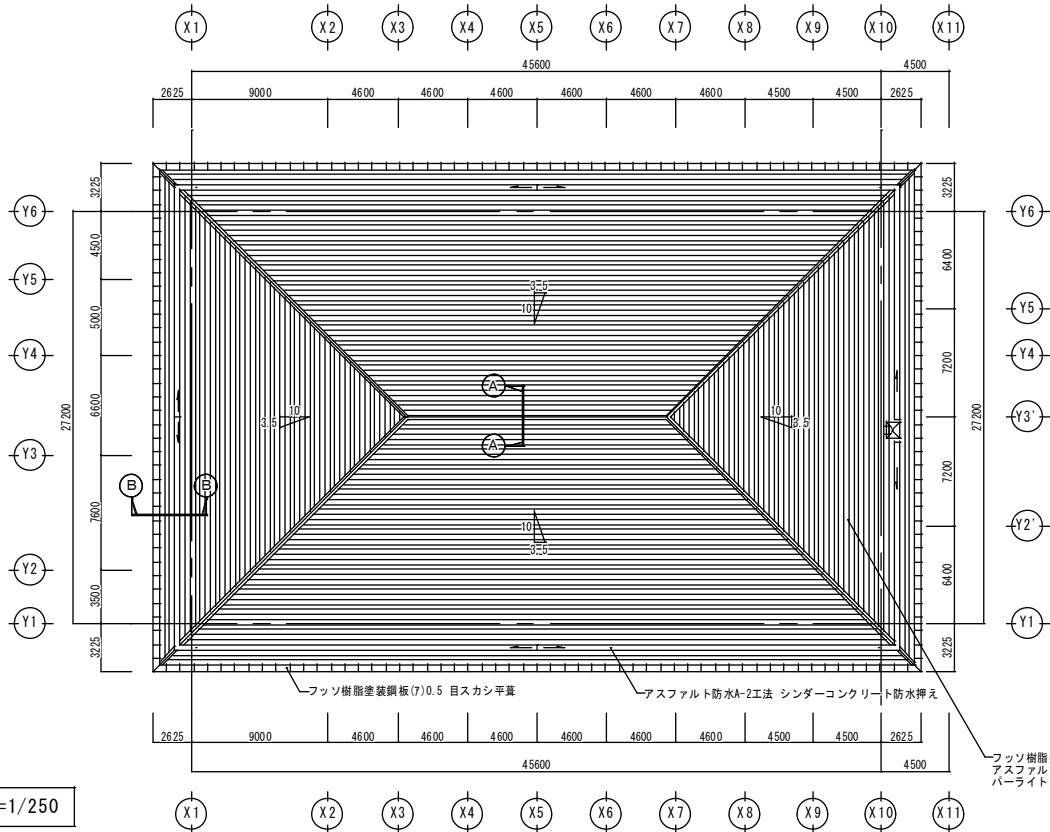
※ 工事期間中は生徒、職員の安全に努めること。
校内での車両通行は最徐行とし、適時交通誘導員を配置すること。
仮囲い、足場等の進入口は鍵付とし、原則として工事関係者以外の立入り禁止措置を行うこと。
工事完了後は使用ヶ所の整地等現状復旧を行うこと。

工事名 仲津中学校体育館屋根改修工事	(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所 (知事登録第1-20721号) 山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号)	管理者	設計者	担当者	図面名 配置図・附近見取図	図面NO A-03
備考	京都郡苅田町大字二崎70番地 TEL 0930-25-1072 FAX 0930-22-2853	日付	日付	日付	縮尺 A1 S=1:500 A3 S=1:1000	

改修前

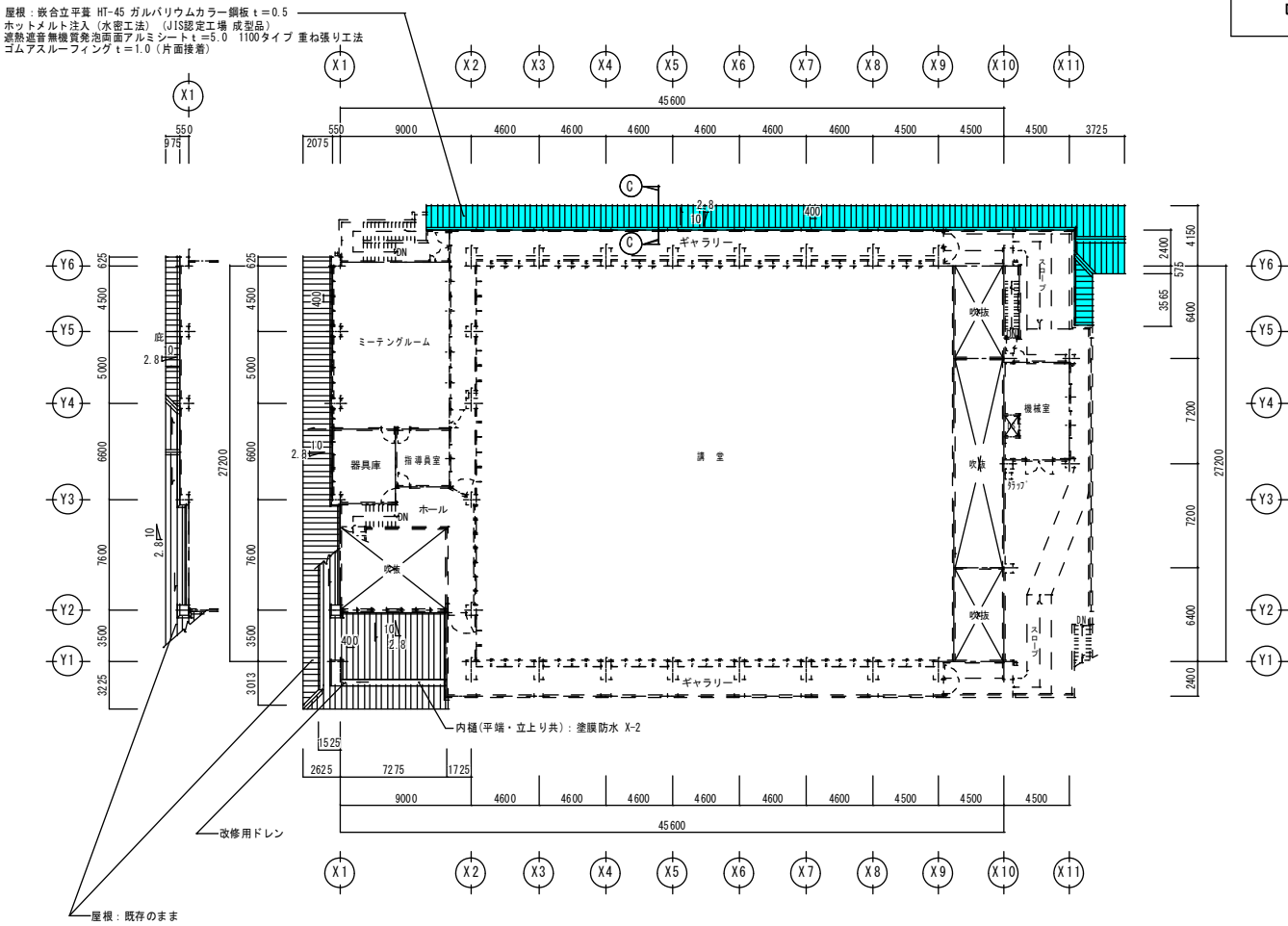


改修前 1階屋根伏図 S=1/250

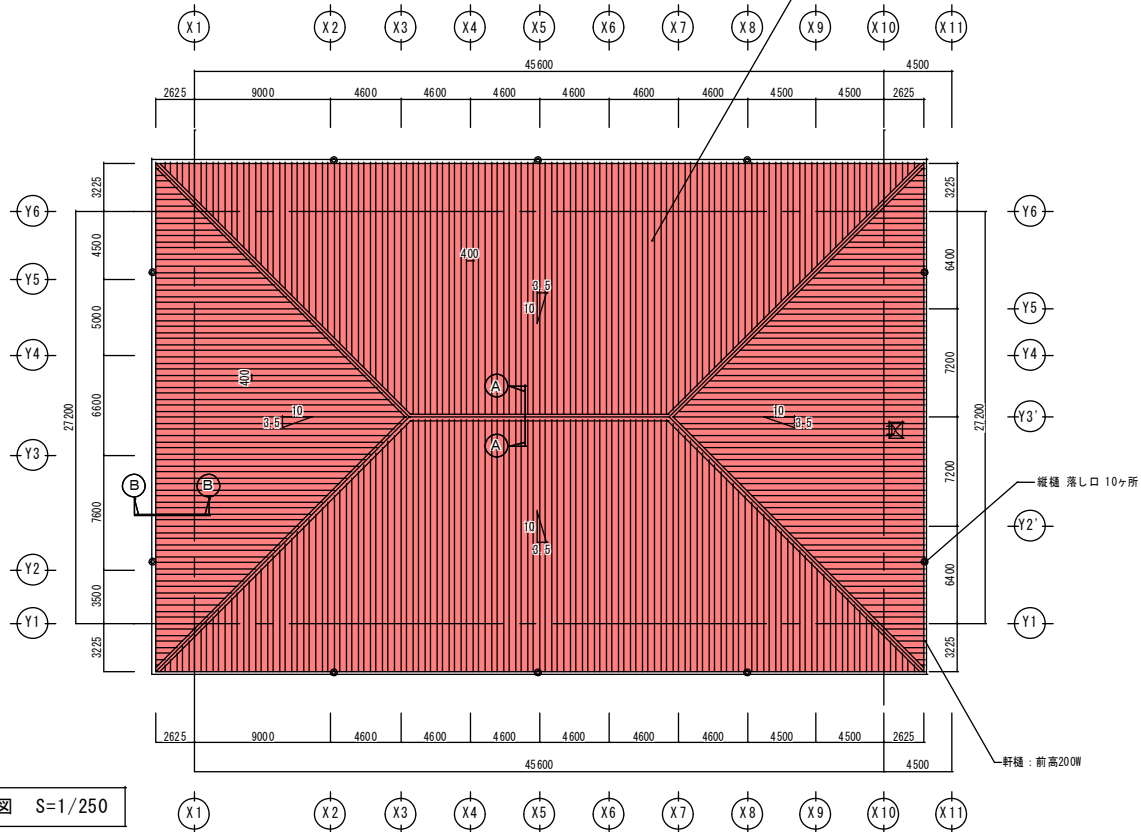


改修前 屋根伏図 S=1/250

改修後



改修後 1階屋根伏図 S=1/250



改修後 屋根伏図 S=1/250

工 事 名
仲津中学校体育館屋根改修工事

備 考

(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所
(知事登録第1-20721号)
山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号)
京都郡苅田町大字二崎70番地
TEL 0930-25-1072
FAX 0930-22-2853

管 理 者

設 計 者

担 当 者

図 面 名

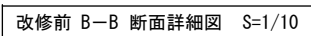
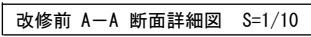
改修前後 屋根伏図

縮 尺
A1 S=1:250
A3 S=1:500

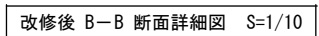
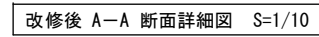
図 面 N O

A-04

改修前

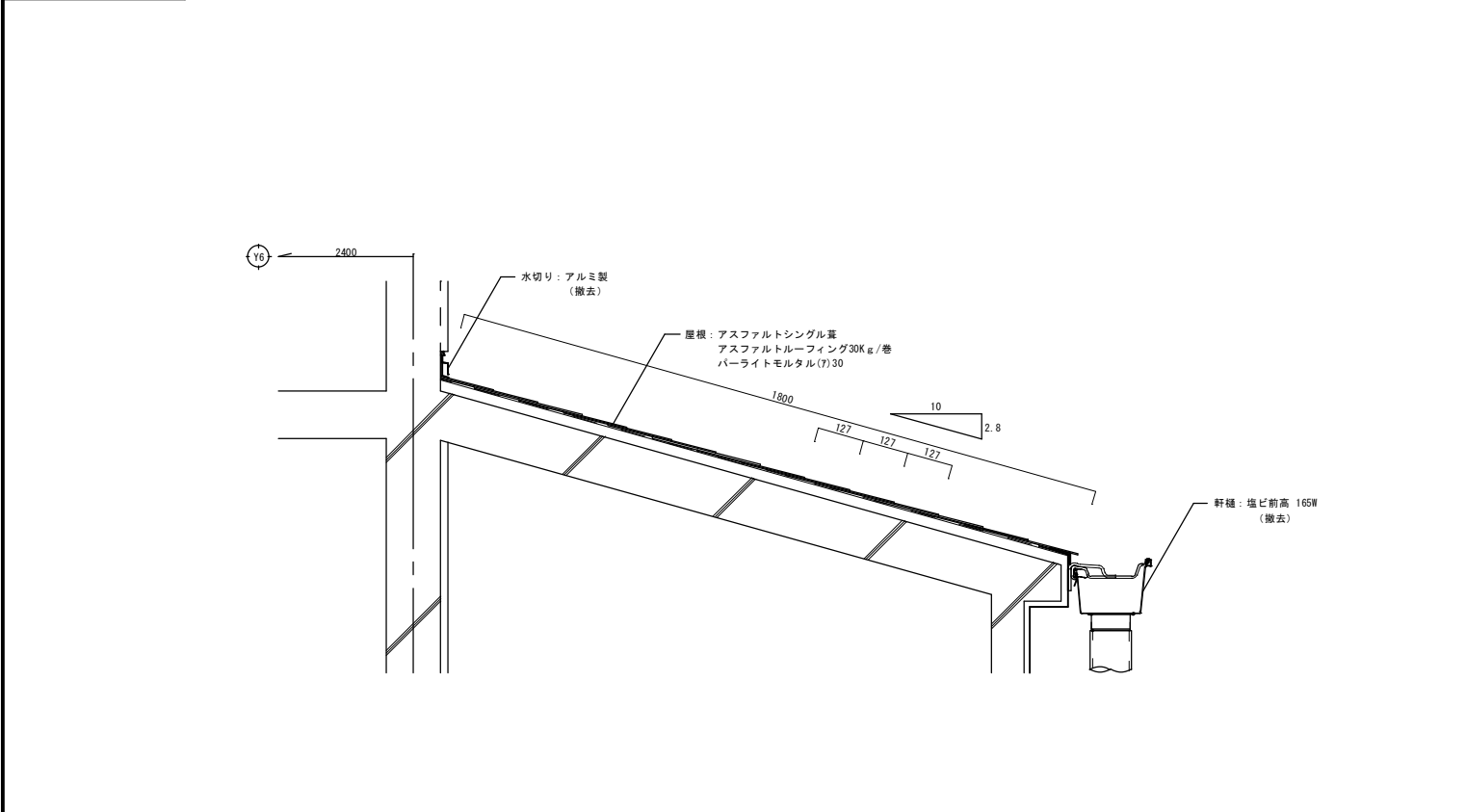


改修後



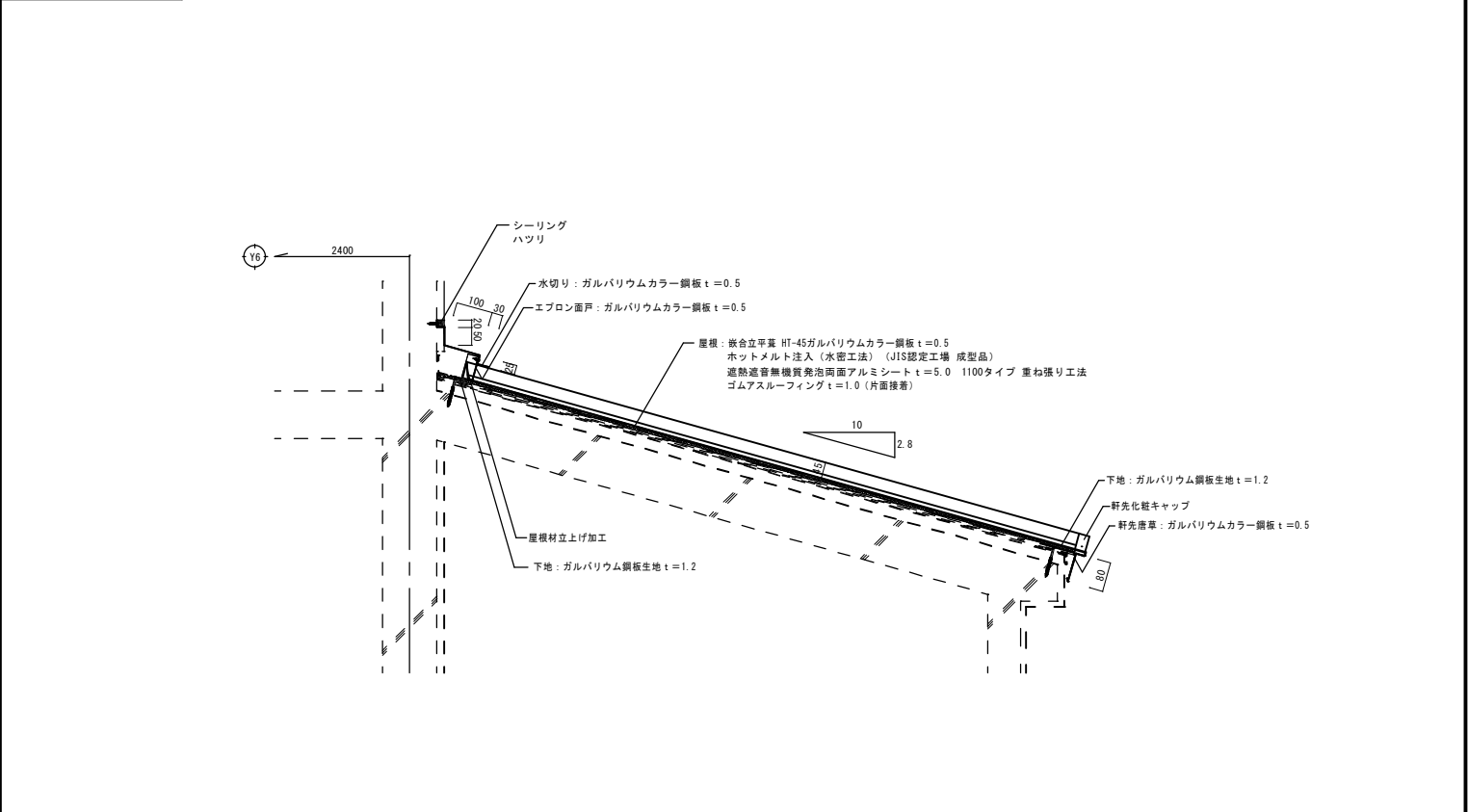
工 事 名	(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所 (知事登録第1-20721号) 山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号) 京都郡苅田町大字二崎70番地 TEL 0930-25-1072 FAX 0930-22-2853	管 理 者	設 計 者	担 当 者	図 面 名	図 面 N O A-05
仲津中学校体育館屋根改修工事					改修前後 A-A、B-B断面詳細図	
備 考		日 付	日 付	日 付	縮 尺 A1 S=1:10 A3 S=1:20	

改修前



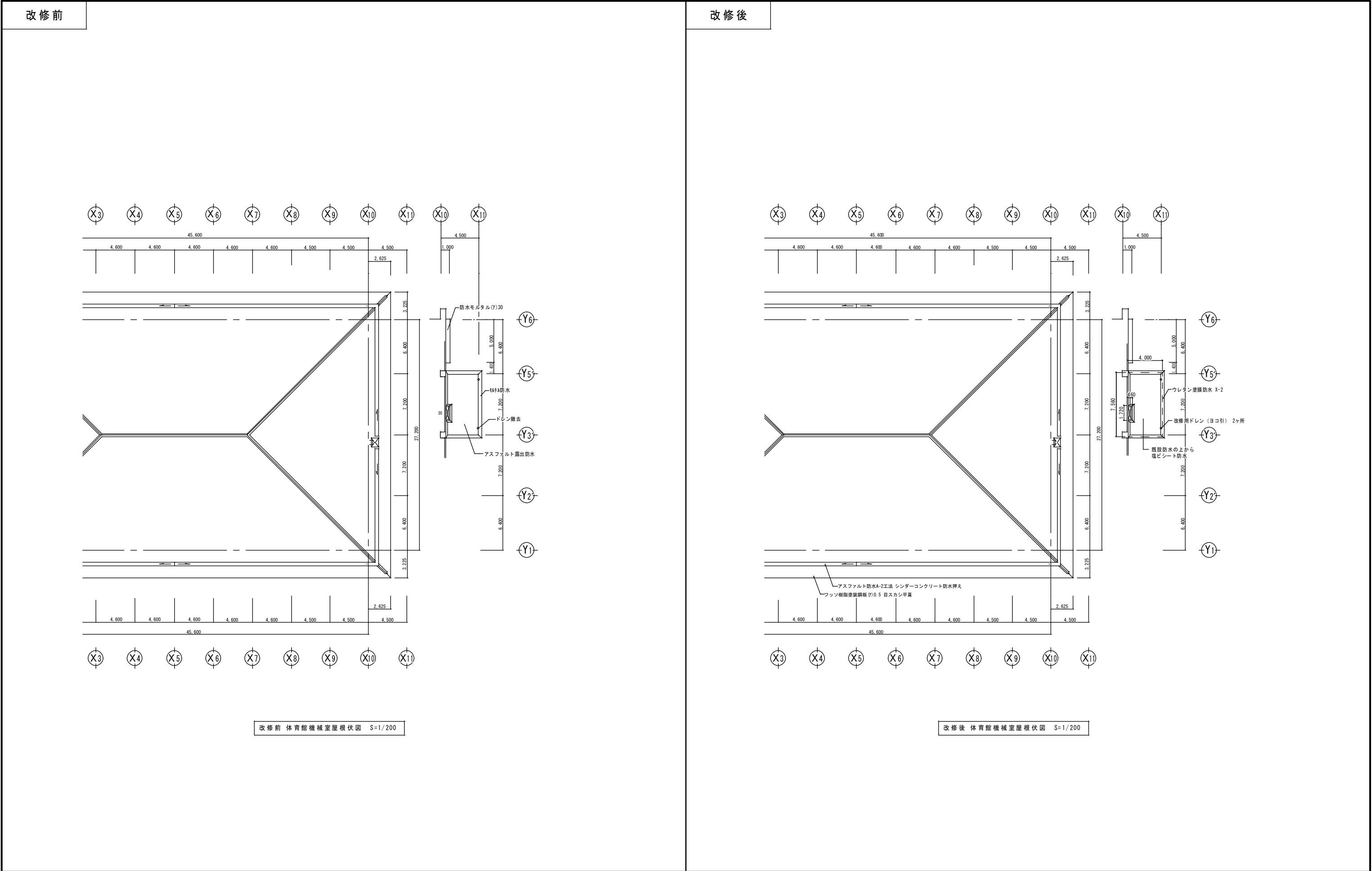
改修前 C-C 断面詳細図 S=1/10

改修後



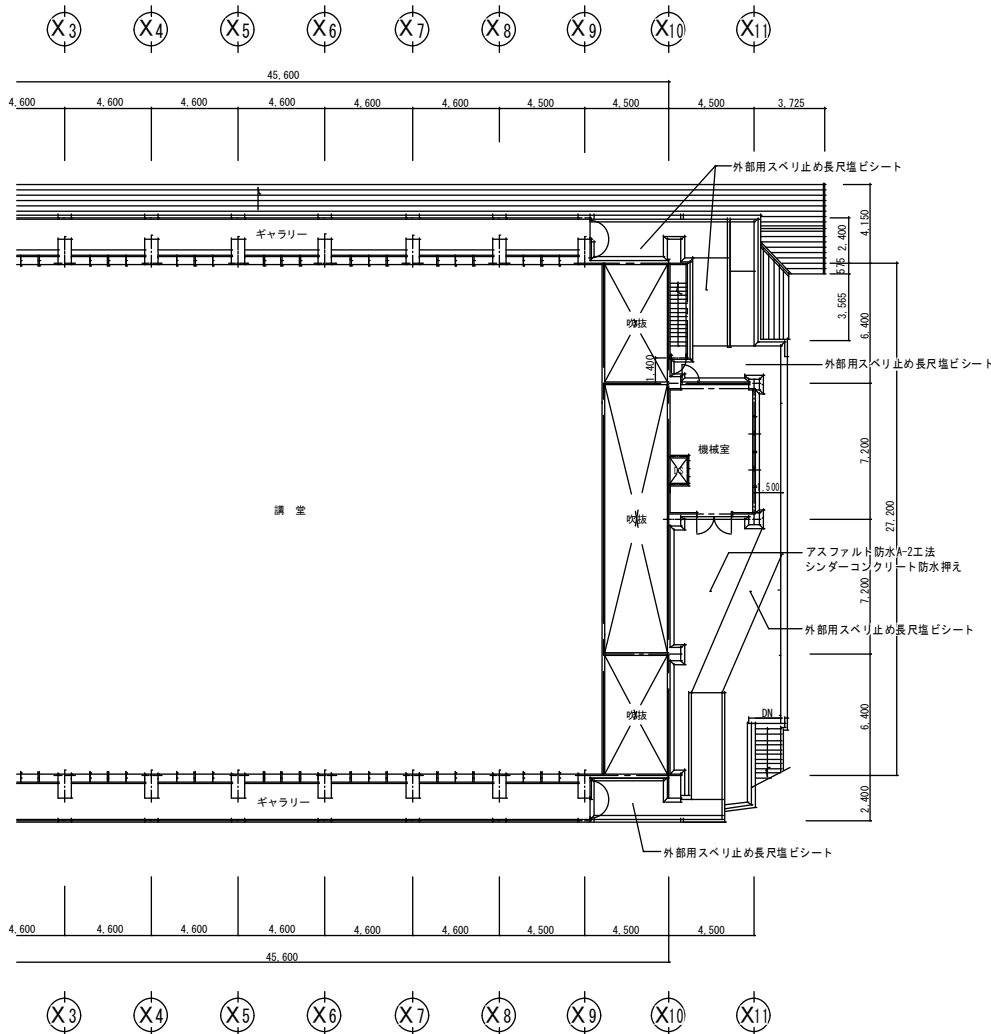
改修後 C-C 断面詳細図 S=1/10

工 事 名	(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所 (知事登録第1-20721号) 山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号)	管 理 者	設 計 者	担 当 者	図 面 名	図 面 N O A-06
仲津中学校屋根改修工事		日 付	日 付	日 付	改 修 前 後 C-C断面詳細図	
備 考	京都郡苅田町大字二崎70番地 TEL 0930-25-1072 FAX 0930-22-2853				縮 尺 A1 S=1:10 A3 S=1:20	



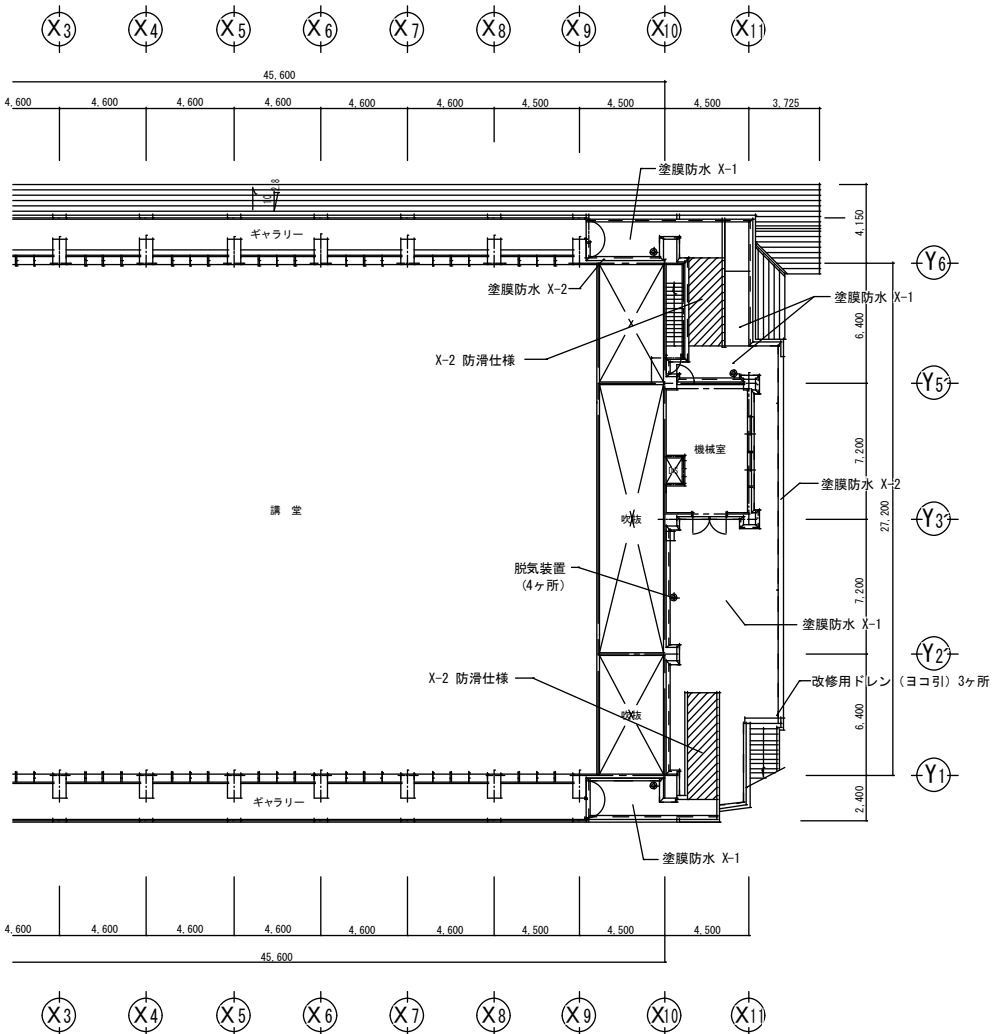
工 事 名	仲津中学校体育館屋根改修工事	(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所 (知事登録第1-20721号) 山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号) 京都郡苅田町大字二崎70番地	管 理 者	設 計 者	担 当 者	図 面 名	改修前後 体育館機械室屋根伏図	図 面 N O A-07
			日 付	日 付	日 付	縮 尺 A1 S=1:200 A3 S=1:400		

改修前



改修前 体育館2階通路平面図 S=1/200

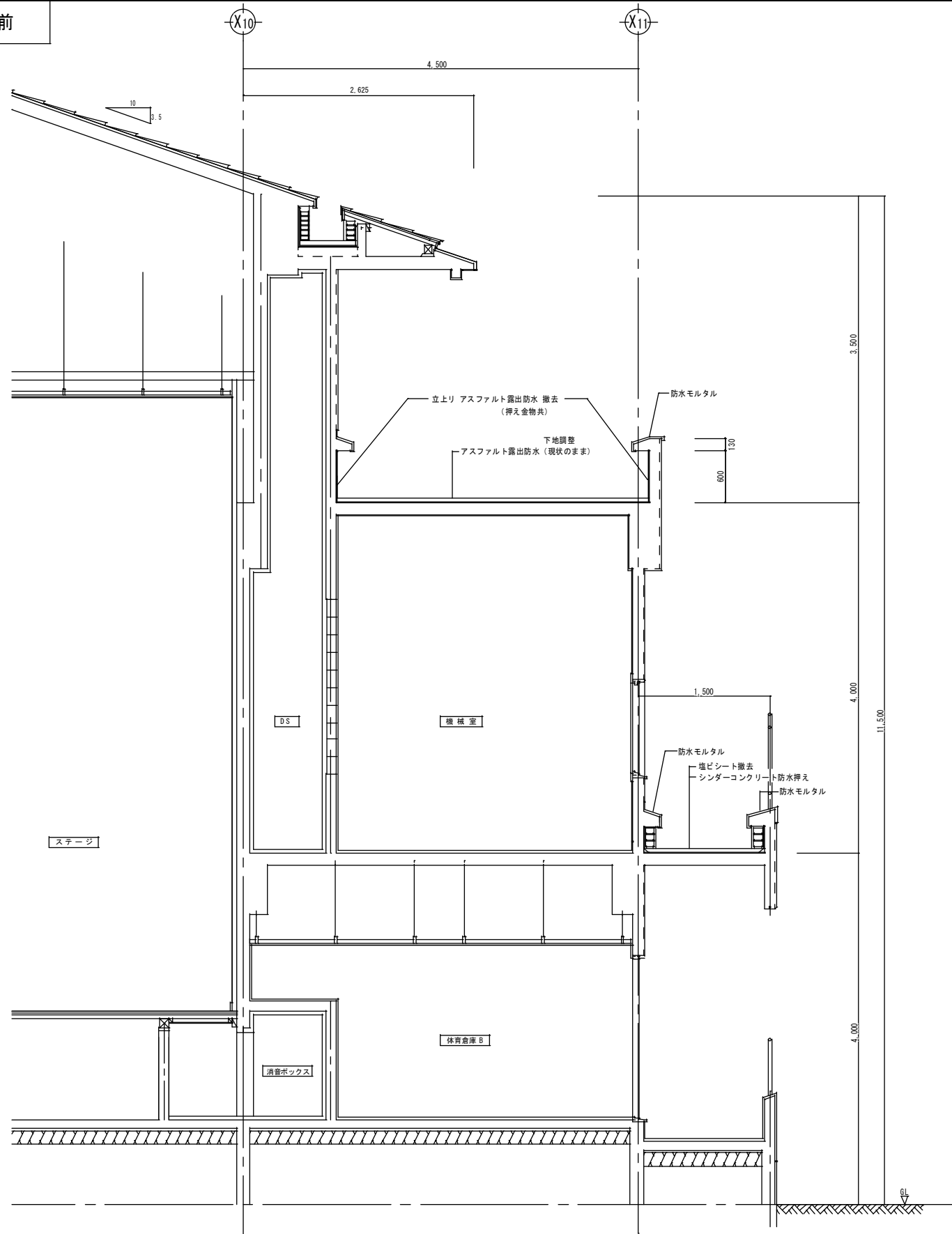
改修後



改修後 体育館2階通路平面図 S=1/200

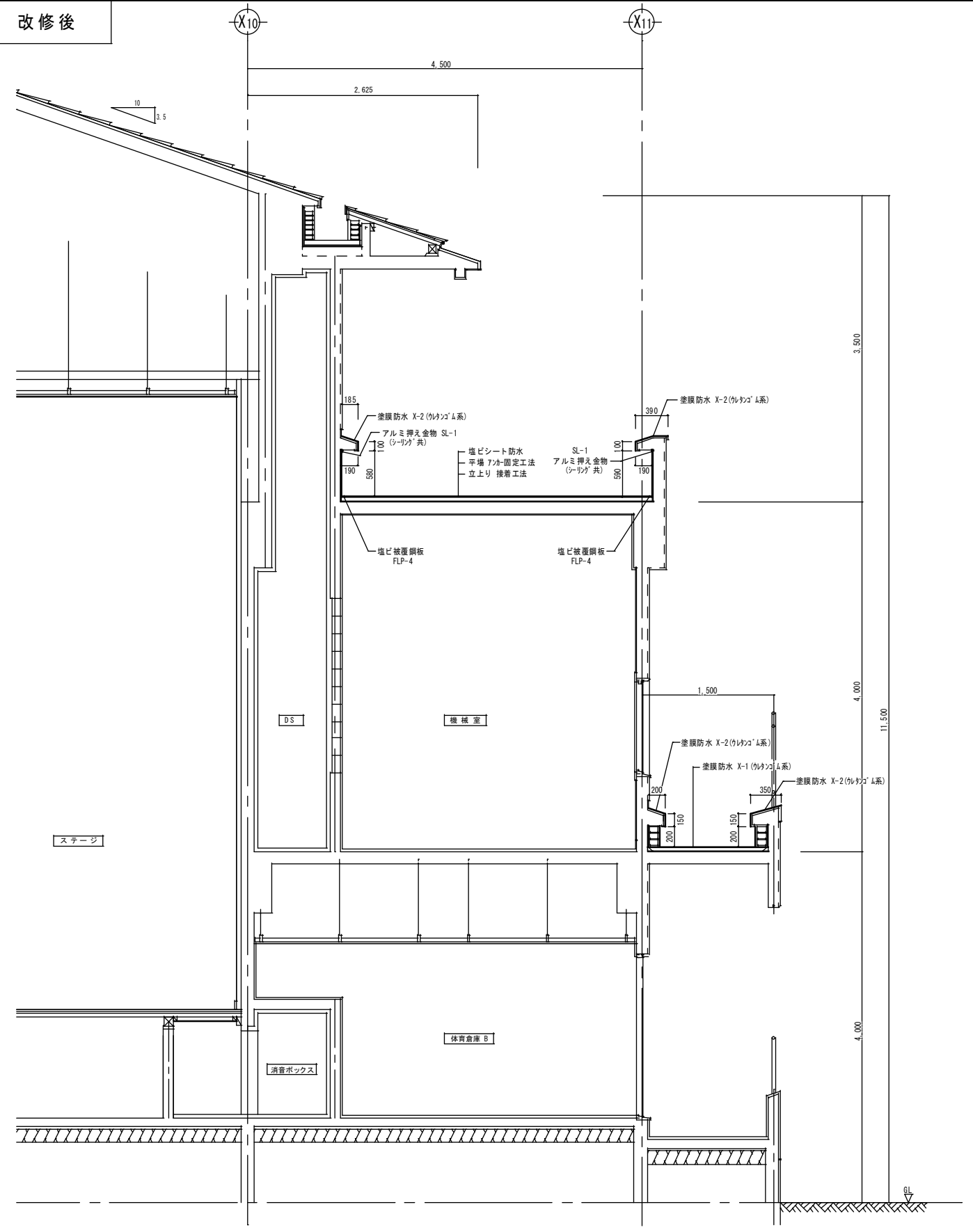
工 事 名	仲津中学校体育館屋根改修工事	(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所 (知事登録第1-20721号) 山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号) 京都郡苅田町大字二崎70番地 TEL 0930-25-1072 FAX 0930-22-2853	管 理 者	設 計 者	担 当 者	図 面 名	図 面 N O
			日 付	日 付	日 付	改修前後 体育館2階通路平面図 縮 尺 A1 S=1:200 A3 S=1:400	

改修前



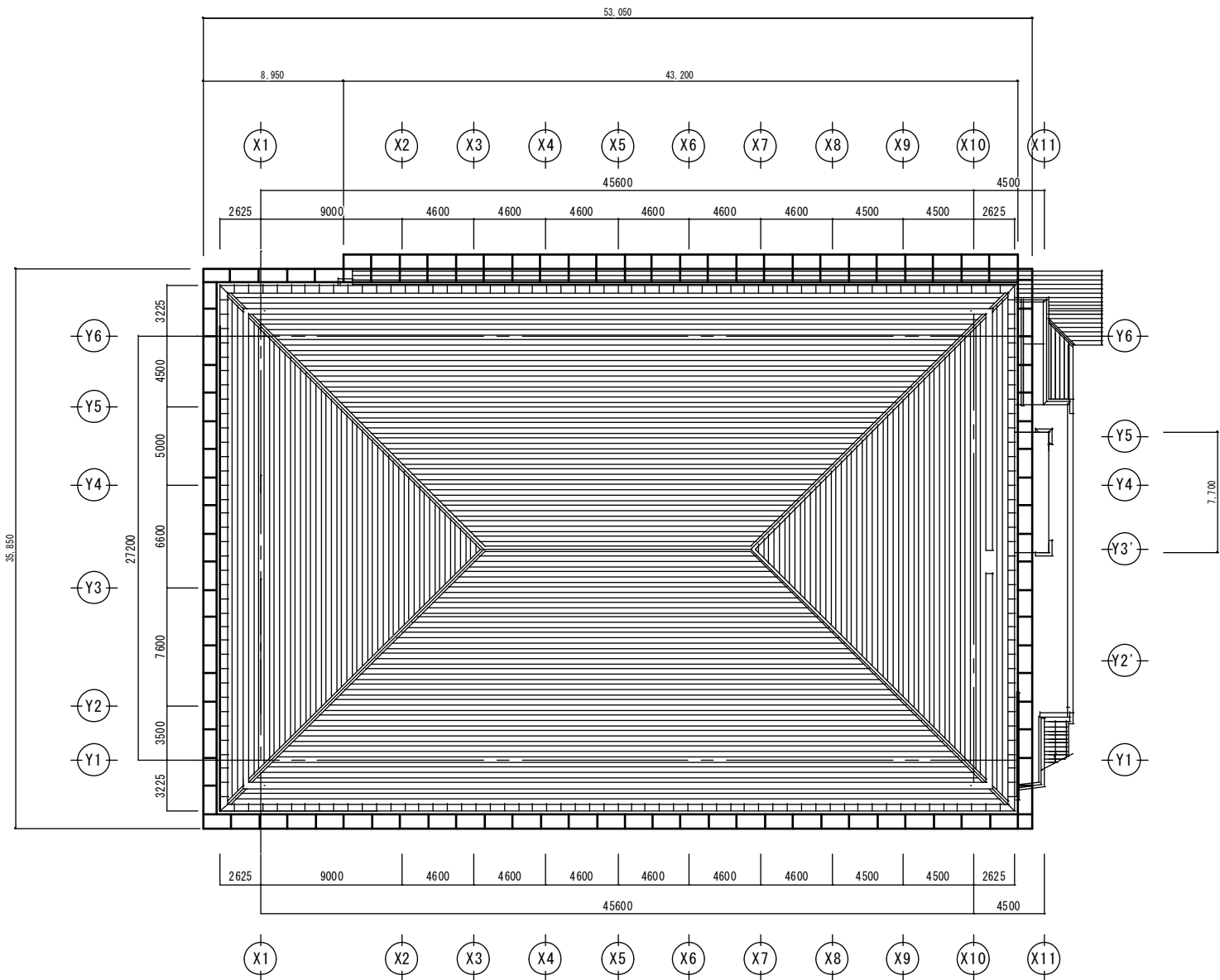
改修前 体育館機械室屋根2F通路断面図 S=1/30

改修後



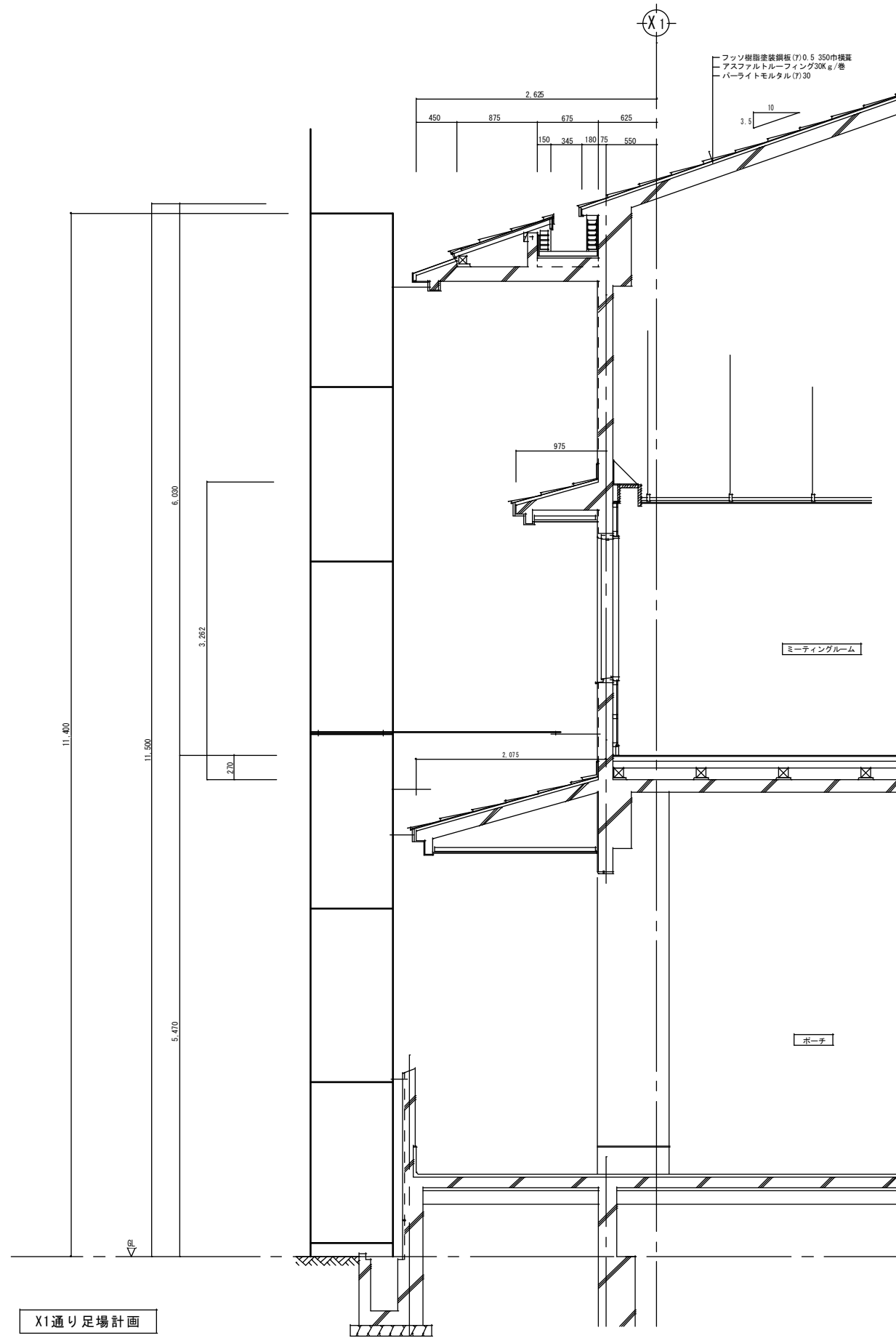
改修後 體育館機械室屋根2F通路断面図 S=1/30

工 事 名	(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所 (知事登録第1-20721号) 山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号)	管 理 者	設 計 者	担 当 者	図 面 名	図 面 N O A-09
仲津中学校体育館屋根改修工事		日 付	日 付	日 付	改修前後体育館機械室屋根2F通路断面図	
備 考	京都郡苅田町大字二崎70番地	TEL 0930-25-1072 FAX 0930-22-2853			縮 尺 A1 S=1:30 縮 尺 A3 S=1:60	

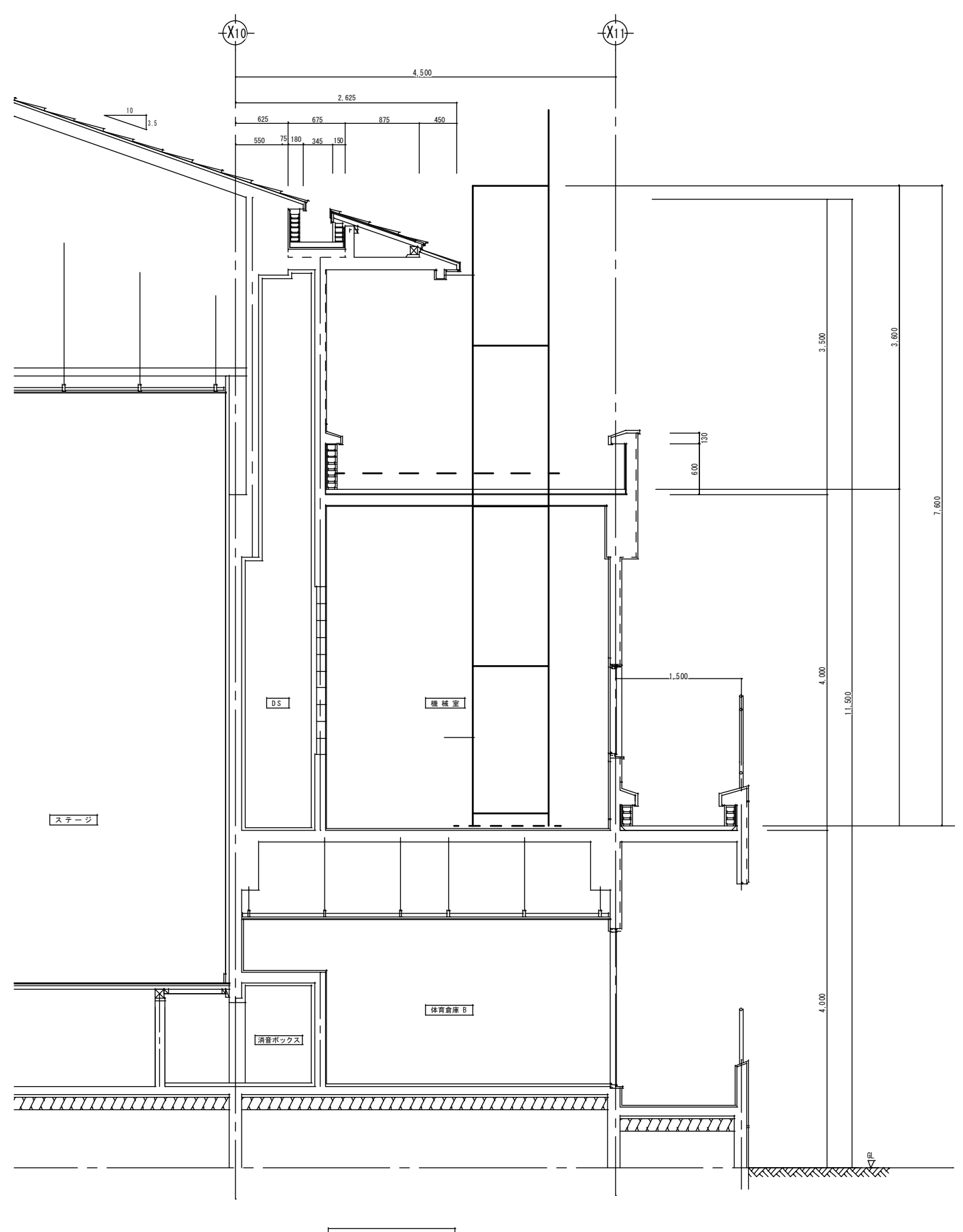


仮設足場計画図 S=1/200

工事名 仲津中学校体育館屋根改修工事	(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所 (知事登録第1-20721号) 山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号) 京都郡苅田町大字二崎70番地 TEL 0930-25-1072 FAX 0930-22-2853	管理者	設計者	担当者	図面名 仮設足場計画図	図面NO A-10
		日付	日付	日付	縮尺 A1 S=1:200 A3 S=1:400	



X1通り足場計画



X10通り足場計画

工事名
仲津中学校体育館屋根改修工事

備考

(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所
(知事登録第1-20721号)
山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号)
京都郡苅田町大字二崎70番地
TEL 0930-25-1072
FAX 0930-22-2853

管理者

設計者

担当者

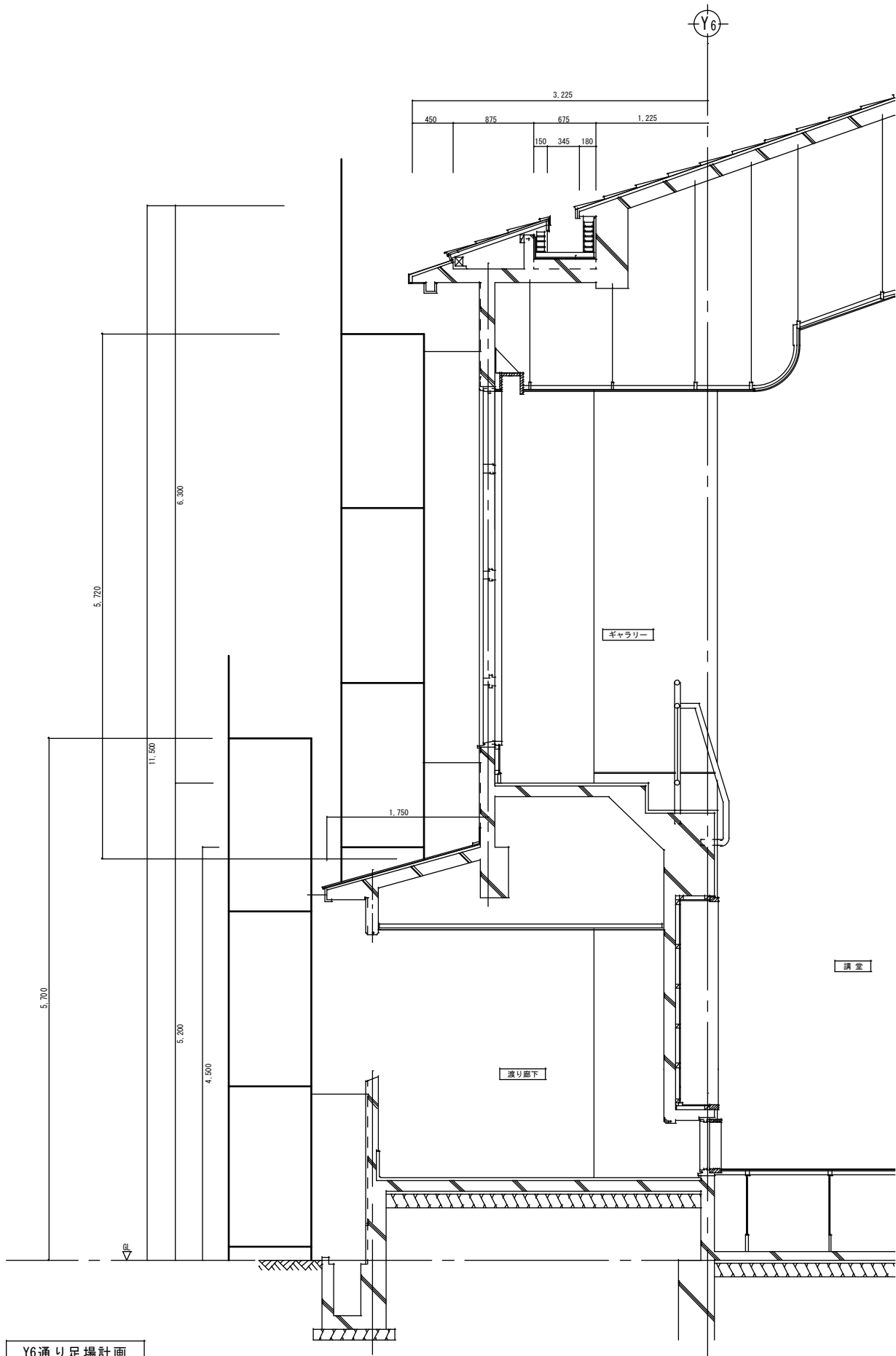
図面名

X1、X10通り足場計画図

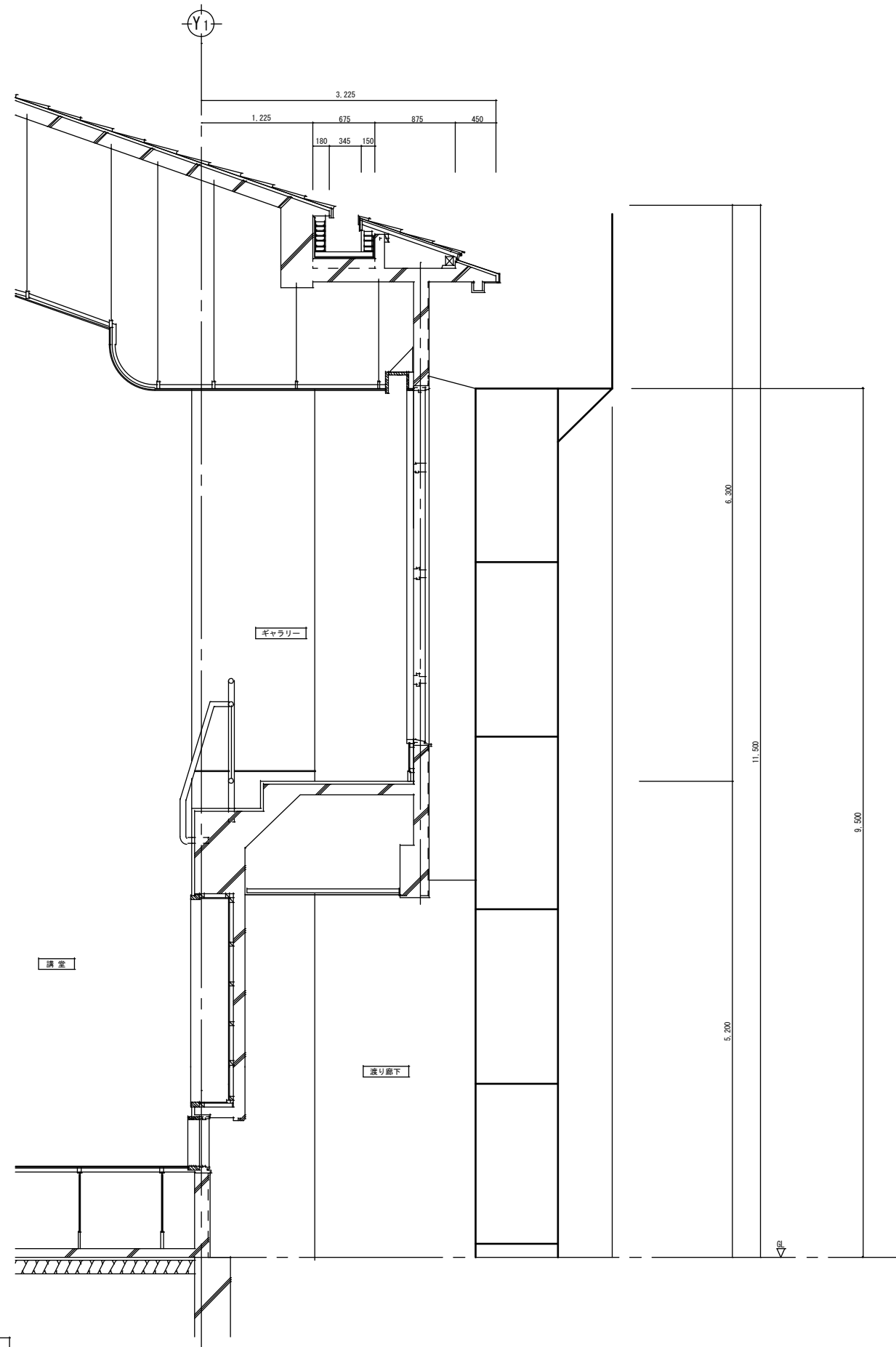
図面NO

A-11

縮尺 A1 S=1:30
縮尺 A3 S=1:60



Y6通り足場計画



Y1通り足場計画

工 事 名
仲津中学校体育館屋根改修工事

備 考

(有)山中総合設計研究所1級建築士事務所
(知事登録第1-20721号)
山中 週二 (1級建築士 大臣登録144960号)
京都郡苅田町大字二崎70番地
TEL 0930-25-1072
FAX 0930-22-2853

管 理 者

設 計 者

担 当 者

図 面 名

Y6・Y1通り足場計画図

図 面 N O

A-12

縮 尺
A1 S=1:30
A3 S=1:60